

第4回戸田市男女共同参画推進委員会について

とだあんさんぶるプランの中間見直しに関する説明資料となります。

今回は、目次、第2章、第3章について、見直しを行った箇所を中心に説明します。

【目次】検討項目です

第3章 男女共同参画に関する戸田市の現状

3 就労分野における女性の参画状況

ポイント：現行では「就労の状況」としていましたが、現行計画の内容が、就労分野における女性の参画状況について記載されていたため、今回の見直しでは、計画内容に合わせ項目名を変更しました。

4 政策・意思決定過程への女性の参画状況

ポイント：現行では「あらゆる分野における男女の参画状況」としていましたが、この項目の意図をより明確にするため、項目名を変更しました。

【第2章】

1. 条例の基本理念と計画の理念及び進め方

ポイント：今回は中間見直しとなるため、計画の理念や目標などの根幹となる部分の見直しを行いません。

2. 計画の目標

ポイント：今回は中間見直しとなるため、計画の理念や目標などの根幹となる部分の見直しを行いません。

3. 計画の体系 検討項目です

ポイント : 施策2及び施策11の見直しを行いました。

施策2については、現行では「男女共同参画及び多様な性に関する意識啓発」としていましたが、性的マイノリティを含む様々な立場の人たちの人権尊重をテーマとしていることから、「男女共同参画」の枠組みを超えた表現が良いのではと考えられる点や、SDGsの目標5でも使われている「ジェンダー平等」という表現が計画策定時よりも普及してきたと感じられることから、「ジェンダー平等と人権尊重に関する意識啓発」に変更しました。

施策11については、現行では「生涯を通じた健康づくりへの支援」としていましたが、性を尊重する意識啓発、女性の健康管理の充実及びライフサイクルについて記載していることから、より内容を明確にするため、「性差や年齢に配慮した健康づくりへの支援」に変更しました。

なお、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が、令和6年4月1日から施行されるため、厚生労働省からは当法律の基本方針が示されていますが、実際に支援業務の一部を担う埼玉県では、県の基本方針を検討している段階です。今後、県や本市の支援業務担当課の動向に応じて、体系への追記を検討していきます。

図1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律概要（出典：厚生労働省）

<p>目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却</p> <p>女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い</p> <p>⇒ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進</p> <p>⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与</p> <p>*「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう</p> <p>基本理念【第3条】</p> <p>①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に 応じた最適切な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康 の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること</p> <p>②支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること</p> <p>③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること</p> <p>○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務</p> <p>○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用</p> <p>○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談 所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法 支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携</p> <p>基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計 画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める</p>	<p>○女性相談支援センター【第9条】（一）現行の「婦人相談所」を名称変更</p> <p>⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制 度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う * 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最速に支援</p> <p>○女性相談支援員【第11条】（一）現行の「婦人相談員」を名称変更</p> <p>⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立つて相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う * 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮</p> <p>○女性自立支援施設【第12条】（一）現行の「婦人保護施設」を名称変更</p> <p>⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生 活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同児童の学習・生活も支援）</p> <p>○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）</p> <p>⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、 インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援</p> <p>支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関 係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報 交換、支援内容に関する協議を行う（※構成員の守秘義務・罰則も規定）</p> <p>○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかけがえのない個人であること についての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受け取ることができる</p> <p>○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等</p> <p>○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等</p> <p>○民間団体に対する援助【第19条】</p> <p>費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助/国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）</p> <p>施行期日等【附則】</p> <p>1 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途） ②法律全体の見直し（施行後3年を目途）</p> <p>3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等</p>
---	---

4. 計画の指標

ポイント : 第4回委員会を踏まえて、第5回委員会で示します。

【第3章】

1. 人口と世帯の状況

ポイント：現行の計画に記載している統計データを更新しています。この項目の統計データは図1から図6までで示しており、それぞれのデータに対し説明文を記載しています。なお、現行計画を踏襲した記載方法にしていますが、見直しが必要と考えられる場合には、改めて見直し内容を委員の皆様へお知らせいたします。

2. 結婚・出産の状況

ポイント：現行の計画に記載している統計データを更新しています。この項目の統計データは図7から図8までで示しており、それぞれのデータに対し説明文を記載しています。なお、現行計画を踏襲した記載方法にしていますが、見直しが必要と考えられる場合には、改めて見直し内容を委員の皆様へお知らせいたします。

3. 就労分野における女性の参画状況

ポイント：現行の計画に記載している統計データを更新しています。この項目の統計データは図9から図15までで示しており、それぞれのデータに対し説明文を記載しています。なお、現行計画を踏襲した記載方法にしていますが、見直しが必要と考えられる場合には、改めて見直し内容を委員の皆様へお知らせいたします。

4. 政策・意思決定過程への女性の参画状況

ポイント：現行の計画に記載している統計データを更新しています。この項目の統計データは図16から図19までで示しており、それぞれのデータに対し説明文を記載しています。なお、現行計画を踏襲した記載方法にしていますが、見直しが必要と考えられる場合には、改めて見直し内容を委員の皆様へお知らせいたします。

5. 計画の見直しの前提となる現状把握と課題設定

①男女共同参画に係る法制度の改正等

ポイント：男女共同参画やジェンダー平等に関連する法制度のうち、「第五次戸田市男女共同参画計画～とだあんさんぶるプラン～」策定（平成 31（2019）年 3 月策定）以降に成立、改正となった主な法令等を記載しています。新たに成立された法令として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」を記載しておりますが、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では県の基本計画が示されておらず、LGBT 理解増進法では国の基本計画が示されていないため、現時点では、中間見直しに両法令の具体的な施策内容を反映していません。

図 2 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）（出典：内閣府）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）（概要）

目的（1 条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

定義（2 条）

「性的指向」
恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

「ジェンダーアイデンティティ」
自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

基本理念（3 条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

国の役割

国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（4 条）

- ・ 毎年 1 回、施策の実施の状況を公表（7 条）
- ・ 基本計画の策定（8 条）
※おおむね 3 年ごとに検討・変更
- ・ 学術研究その他の必要な研究（9 条）
- ・ 心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10 条 1 項）
- ・ 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10 条 1 項）
- ・ 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営（11 条）
- ・ 指針の策定（12 条）

地方公共団体の役割

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（5 条）

- ・ 心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10 条 1 項）
- ・ 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10 条 1 項）

事業者等の役割

労働者や児童等の理解の増進に自ら努める（6 条）

事業主の役割（10 条 2 項）

- ・ 情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置

学校※の設置者の役割（10 条 3 項）

- ・ 家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等
※幼稚園及び特別支援学校の幼稚園を除く。

国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力の努力（6 条）

留意事項（12 条）

措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する。

見直し規定

・ この法律の規定については、施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

公布・施行 令和 5 年 6 月 23 日

②「第五次戸田市男女共同参画計画」策定以降の戸田市の取り組みと目標値到達度

ポイント：計画策定以降の4年間の成果を振り返り、「第五次戸田市男女共同参画計画」の後期において取り組むべき課題を整理しています。記載している内容については、資料〇をご確認ください。また、全ての指標については、補助資料にまとめています。

目標1 お互いの人権を大切にできるまち **指標に関する部分が検討項目です**

ポイント：当目標の実現に向け、施策1「身近な人からの暴力被害の根絶」、施策2「男女共同参画及び多様な性に関する意識啓発」、施策3「男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」を実施しており、それぞれの主な事業を記載しています。また、表1では、当目標に関する指標と令和4年度の間接値を入力しています。5項目の指標のうち、指標「DV相談を知っている人の割合を増やします。」以外は目標値を達成していることがわかります。一方、指標「DV相談を知っている人の割合を増やします。」は、当初値から減少しています。なお、当該指標については、平成29年度及び令和5年度の市民意識調査中、「現在、戸田市が行っている次のことを知っていますか。(あてはまるものすべてに〇)」の設問に対し、当初値(平成29年度調査)の時には「DV相談」に回答した人の割合であり、中間値(令和5年度調査)の時には「戸田市配偶者暴力相談支援センター(DV相談)」に回答した人の割合となっています。ここから、戸田市配偶者暴力相談支援センターという名称についての周知に工夫をこらす必要があると考えられます。

目標2 地域や家庭の暮らしを支えあえるまち **指標に関する部分が検討項目です**

ポイント：当目標の実現に向け、施策4「地域活動における男女共同参画の推進」、施策5「防災及び防犯における男女共同参画の推進」、施策6「ワーク・ライフ・バランスの推進」、施策7「子育てや介護を支援する体制の整備」を実施しており、それぞれの主な事業を記載しています。また、表1では、当目標に関する指標と令和4年度の間接値を入力しています。7項目の指標のうち、指標「地域活動に参加している人の割合を増やします。」及び指標「防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要であると思う人の割合を増やします。」が当初値より減少しています。地域活動に参加している人の割合については、新型コロナウイルスの影響が考えられます。また、防災・災害復興対策については、減少している事実がある一方、既に70%を超える値であることを踏まえ、検討していく必要があります。

なお、指標「ワーク・ライフ・バランスを実感している人の割合を増やします。」については、平成29年度及び令和5年度の市民意識調査中、「家庭生活の考え方についてうかがいます。現実では何を優先しますか」の設問に対し、当初値(平成29年度調査)の時には「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く

重視」のみの割合を指標としており、「仕事と自分の活動を優先」及び「仕事と家庭生活を優先」に回答した人は含めていませんでした。ワーク・ライフ・バランスは、仕事と家庭生活や地域活動などの組み合わせ、バランスのとれた働き方及び生活のあり方のことであるため、中間見直しでは、指標の基準を見直して「仕事と自分の活動を優先」+「仕事と家庭生活を優先」+「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」の割合の合計とした指標も記載しています。

目標3 いきいきと活躍できるまち 指標に関する部分が検討項目です

ポイント：当目標の実現に向け、施策8「働く場における男女共同参画の推進」、施策9「女性の就業・起業の支援」、施策10「政策・方針決定過程への男女共同参画の促進」、施策11「生涯を通じた健康づくりへの支援」を実施しており、それぞれの主な事業を記載しています。また、表1では、当目標に関する指標と令和4年度の間接値を入力しています。6項目の指標うち、指標「再就職の支援講座の理解度を高めます。」及び指標「女性の30～39歳の労働力率を高めます。」については、目標値を達成しているため、同様の値を維持していくことが目標になると考えられます。指標「健康だと思ふ人の割合を増やします。」については、微減していますが、ほぼ同じような値で推移しており、新型コロナウイルスの影響も考えられます。

目標4 連携と協力で取り組みを進めるまち 指標に関する部分が検討項目です

ポイント：当目標の実現に向け、施策12「男女共同参画の推進拠点の充実」、施策13「庁内の男女共同参画の推進」、施策14「連携と協力による推進体制の整備」を実施しており、それぞれの主な事業を記載しています。また、表1では、当目標に関する指標と令和4年度の間接値を入力しています。3項目の指標うち、指標「『あいパル』が男女共同参画の推進拠点であることを知っている人の割合を増やします。」及び指標「役付職員に占める女性の割合を県内市町村平均まで増やします。」については、当初値から微減していますが、ほぼ同じような値で推移していると考えられます。あいパルについては、あいパルが男女参画の推進拠点であることがまだまだ知られていないことが考えられます。ただ、あいパルを利用されている方は、男女共同参画の展示を知っている、興味を示している方も多くいらっしゃいますので、より多くの方にあいパルへ来所してもらうのも対策の一つとして考えられます。市の役付職員については、職員全体の男女比など様々な要因がありますが、継続して事業を進めていく必要があります。指標「男性職員の育児休業取得率を高めます。」は、大きく値が増えていますので、引き続き同様の値を維持することが重要だと考えられます。

図3 令和4年度あいパル利用者アンケート

	展示を見たことがある	知っているが 見たことはない	知らなかったが 興味はある	知らない・ 興味がない	無記入
回答数	134	64	41	27	91
全体割合	37.5%	17.9%	11.5%	7.6%	25.5%
小学生	20.8%	12.5%	12.5%	12.5%	29.2%
中学生	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%
15～19歳	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
20代	40.0%	20.0%	20.0%	20.0%	0.0%
30代	26.0%	30.0%	12.0%	16.0%	26.0%
40代	36.8%	12.3%	24.6%	5.3%	21.1%
50代	21.7%	30.4%	17.4%	8.7%	21.7%
60代	53.1%	15.6%	3.1%	9.4%	21.9%
70歳以上	47.7%	16.4%	5.5%	3.1%	27.3%
解答なし	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	50.0%

性別	女	男	未記入	合計
	159	66	132	357